

# 京田辺市学校施設包括管理業務委託公募型プロポーザル審査要領

令和5年9月

本審査要領（以下「本要領」という。）は、京田辺市学校施設包括管理業務委託に関するプロポーザル（以下「本プロポーザル」という。）の審査に係る事項を次のとおり定めるものである。

## 1 審査対象者

(1) 次の内容をすべて満たす者を対象として行う。

- ① 別途定める「京田辺市学校施設包括管理業務委託公募型プロポーザル実施要領」（以下「実施要領」という。）に規定する「6-2) 参加資格」及び「6-3) 応募者の制限」を満たし、「6-4) 応募に関する留意事項」に同意した者。
- ② 実施要領に規定する期限内に、必要書類を全て提出した者。
- ③ 実施要項に基づき、適正に書類を作成し、審査できる状態であると認められる者。
- ④ 実施要領「13 失格事由」のいずれの項目にも該当しない者。

(2) 前項のいずれにも該当しない事項によるもので、審査対象者として疑義がある場合は、「2 審査委員会」にて協議し、審査対象の可否を決定することとする。

## 2 審査委員会

本プロポーザルの審査は、下表で構成する「京田辺市学校施設包括管理業務委託プロポーザル審査委員会」が本要領に基づき行う。

構成	役職
委員長	副市長
副委員長	教育長
委員	教育部長
委員	総務部長
委員	建設部長
委員	教育指導監

## 3 審査の手順

手順	審査名	内容
1	参加資格審査	<ul style="list-style-type: none"><li>・事業者から提出された参加申込書等を確認し、必要書類を満たしていることを確認する。</li><li>・参加申込書等に不備・未記入等があった場合は、失格とする。</li></ul>
2	予備審査（書類審査）	<ul style="list-style-type: none"><li>・参加資格審査通過者が4者を超えた場合に実施する。</li><li>・参加資格審査通過者が4者以下の場合であっても、企画提案書等に不備・未記入等があった場合、又は提案額が本市の上限額を超えている場合は、失格とする。</li></ul>
3	プレゼンテーション審査（4者以内）	<ul style="list-style-type: none"><li>・参加資格審査通過者（参加資格審査通過者が4者を超える場合は予備審査通過者）を対象として実施する。</li></ul>

#### 4 予備審査（書類審査）

書類審査は、参加資格通過者が4者を超えた場合に、プロポーザル審査に進む事業者として全体評価点の上位4者を選定するため、事務局において実施する。

その場合の評価方法は、末尾の「評価基準表」に示す評価項目及び配点に従い、事業者の提案内容について得点化する。

また、得点化に際しては評価基準表末尾に示す評価倍率「良 0.75」及び「普 0.5」の2段階で評価し、得点を付与する。

なお、算出の際は、審査項目の得点合計の小数点以下第2位を切り捨て、小数点以下第1位までを求める。

#### 5 プレゼンテーション審査の項目、配点

本プロポーザルの審査における審査項目及び配点は、末尾の「評価基準表」のとおりとし、応募者は評価基準表に沿って提案を行うものとする。

#### 6 優先交渉権者候補者の選考（審査手順）、決定

優先交渉権者候補者は、次の順序により評価し、選考・決定する。

総評価点は全委員の評価点を合計したものとし、選考には末尾の「評価基準表」を用いる。

##### 【評価順位】

① 委員による全項目の評価得点を合計した総得点の最も高い者。

② 上記点数が同点の者が複数いる場合又は候補者が1者の場合は、各委員の意見を聴取した上で委員長を除く委員による多数決により決定する。

③ ②において同数の場合は、委員長の採決により優先交渉権者候補者を選定する。

※審査後、市の事務手続きを経て上記の優先交渉権者候補者を優先交渉権者として決定する。

#### 7 失格事由

実施要領「13 失格事由」に該当する者は、評価点や失格事由該当判明時期等に係わらず失格とする。

#### 8 審査結果の公表

各審査結果については以下のとおり取扱うこととする。

審査名	通知及び公表
参加資格審査	・各応募者に対してのみ通知し、公表はしない。方法はメールによる書面送付のみとする。
予備審査（書類審査）	・同上
プレゼンテーション審査	・市ホームページで公表するとともに、応募者にメールによる書面送付と通知書原本を郵送する。 ・市ホームページにおいては、優先交渉権者（第1位）、及び第2位となった者のみ最終評価点と併せて事業者名を公表することとし、第3位及び第4位の事業者については最終評価点のみ公表することとする。また、本プロポーザルへの応募者総数を公表する。

#### 9 その他

本要領に記載がない事項で、必要と判断されたものについては審査委員会において協議、決定する。

評価基準表

区分	評価項目		審査対象 様式番号	審査対象 書類名	配点
(1) 事業者の 能力・実績	組織・人的 基盤・実績	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本業務の実施に十分な事業規模を有しているか。</li> <li>・京都府内に本店又は支店、営業所が豊富に点在しているか。</li> <li>・本業務に関連する部門の組織や人員体制は充実しているか。</li> <li>・事業者だけでも対応できる技術力を有しているか。</li> <li>・保守点検等業務に関する豊富な実績を有しているか。</li> </ul>	3-3	会社概要	10
			6-1 (実績に係る部分 を考慮)	本業務への基本的な考え方	
(2) 業務体制・ 実施方針・ 提案内容	業務方針・ 実施体制・ 工程	<ul style="list-style-type: none"> <li>・安心安全な学校環境の実現に向けた本業務への理解は適切か。</li> <li>・総括責任者は、業務遂行に十分な知識、実績、技術力、マネジメント能力、コミュニケーション能力を有しているか。</li> <li>・総括責任者以下の組織体制・人員配置及び実施工程は質・量ともに充実しているか。</li> <li>・巡回点検の方法・項目に対する十分な知識を有しているか。</li> <li>・業務従事者への事故防止や衛生管理等への対策は十分であるか。</li> <li>・業務準備期間における市との引継ぎ体制等に具体性・実現性はあるか。</li> </ul>	6-1	本業務への基本的な考え方	10
			6-2	実施体制 (巡回点検業務含む)	
			6-3	業務実施準備	
	保守管理 業務の品質・ 効率性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本市の業務負担軽減に向けた実施事項、支援体制があるか。(事務軽減)</li> <li>・高い業務品質の確保が期待できるか。</li> <li>・自社対応できる技術力も有しているか。</li> <li>・多くの事業者が関わる中で、業務品質及び効率性を維持・向上させるための具体策があるか。</li> </ul>	6-4	保守管理業務フロー及び業務品質・効率性の維持向上策	10
	修繕業務の 品質・効率性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本市の業務負担軽減に向けた実施事項、支援体制があるか。(事務軽減)</li> <li>・高い業務品質の確保が期待できるか。</li> <li>・自社対応できる技術力も有しているか。</li> <li>・精算方式とする事後修繕業務費について費用低減につながる競争性確保の方策が示されているか。</li> <li>・事故発生のリスクの低減や、将来的な修繕費用を縮減するための予防保全の取り組みの方策が具体的に示されているか。</li> </ul>	6-5	修繕業務の実施方法	20
	緊急対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>・緊急時等の対応に当たり、具体性・実現性があり、学校運営に支障をきたさない体制・提案となっているか。</li> </ul>	6-6	不具合通報の窓口及び緊急対応体制業務の実施体制	10
	市内事業者との 協力体制・活用 方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市内事業者の技術力やノウハウ、経営基盤等の向上に資することが期待できるか。</li> <li>・シルバー人材センター等の活用方針は十分なものであるか。</li> <li>・地域経済の循環に貢献できているか。市内事業者の活用方針は十分なものであるか。</li> </ul>	6-7	市内事業者との連携及び地域経済への寄与	15
追加サービス・ 独自ノウハウ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・参考仕様書に規定する業務以外に、効果が期待できる追加サービスや独自のノウハウの提案があるか。</li> <li>・点検結果や施設管理情報の集約等による、今後の持続可能な施設マネジメント(長寿命化やライフサイクルコストの低減等)に結び付ける提案があるか。</li> </ul>	6-8	追加提案や独自のノウハウ	10	
(3) 価格提案	<p>①提案者のうち、価格(60月総額)が最低であるものを第1位として、満点である15点を配点する。</p> <p>②その他の提案者の配点は、第1位の提案見積金額(=最低提案見積金額)と当該参加者の見積金額(=当該提案見積金額)との比率により算出する。算出した得点の小数点以下第2位を切り捨て、小数点第1位まで求める。</p> <p><b>配点 = 15点 × (最低提案見積金額 / 当該提案見積金額)</b></p>		6-9	価格提案書	15
合計					100

※ 配点は、価格提案を除き、審査委員が以下のとおり対象倍率乗じ点数化する。  
「優: 1.0、良: 0.75、普通: 0.5、劣: 0.25」

※ 点数は、全て小数点以下第1位まで有効とし、第2位以下は切り捨てる。